

青柳福祉センターの災害時利用の手引き

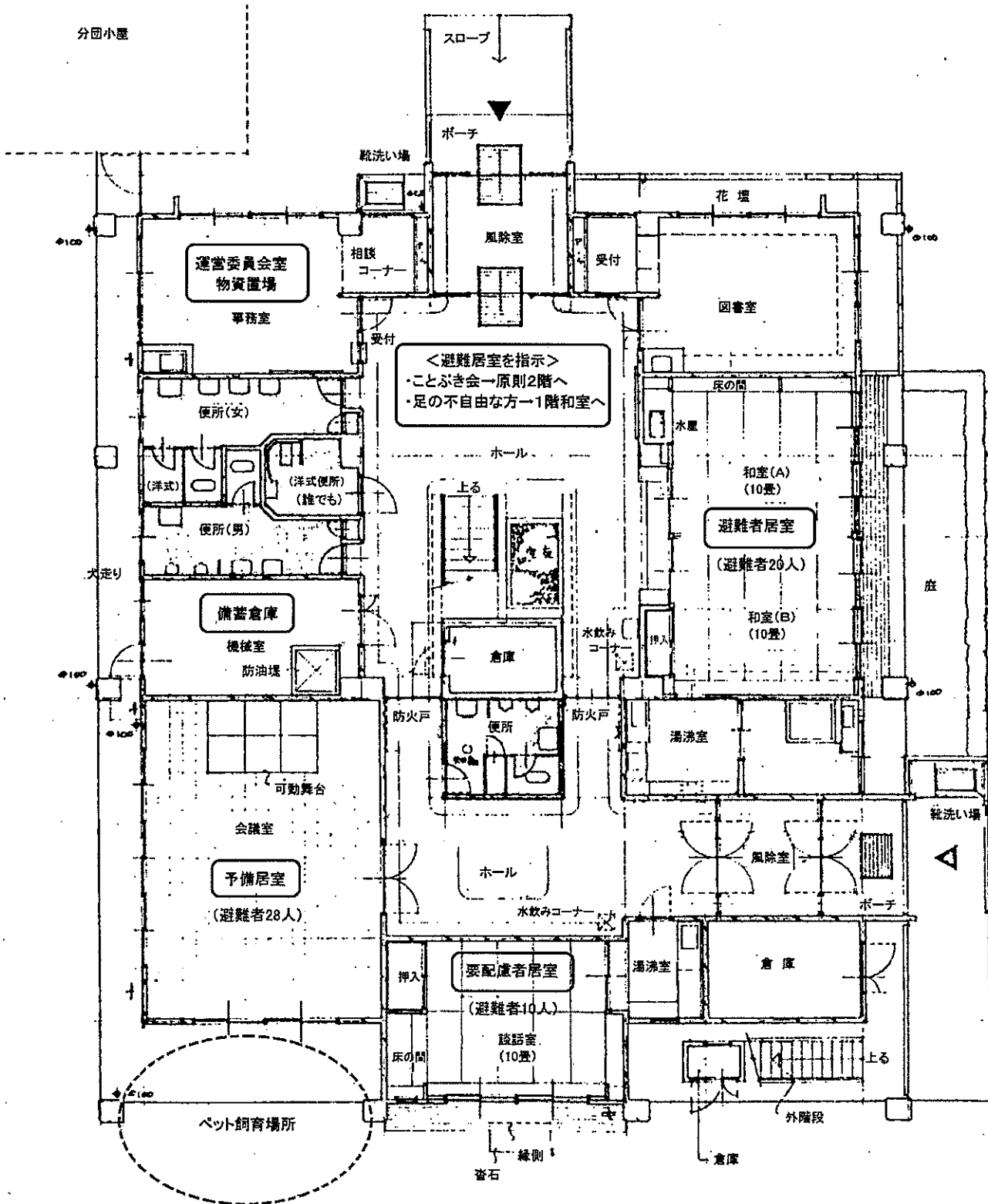
青柳ことぶき会会長
 青柳福祉センター運営委員長
 国立市行政管理部 防災安全課

施設名	青柳福祉センター
運営主体	青柳ことぶき会 (青柳福祉センター運営委員会が災害時の運営を委任します。)
対象とする災害	市内に震度5強以上の地震等が起こり、多数の避難者が発生する災害とします。
災害時の利用用途	地域の高齢者、しょうがいしゃ、負傷者、妊産婦等既存の指定避難所への避難が困難な被災者の一時避難所とします。
鍵の保有者	1) 施設管理者(センター運営委員長) 2) 青柳ことぶき会会長
開錠と施設の安全管理	開錠は、原則として鍵の保有者が行います。 施設の利用時には、建物の安全点検・安全確保を図ることを前提とします。
運営に関する特記事項	1) 災害時は青柳ことぶき会を主体とした地域の自主運営とします。 2) 運営に当たり利用者の名簿を作成します。また、第六小学校避難所運営委員会と連携を図り、必要に応じて情報係、物資係、安全衛生係等の役割を分担します。 3) 第六小学校や市への連絡は電話、防災行政無線(第一分団小屋内に設置)、徒歩等にて行います。 4) 災害時に必要な物資は、自主調達又は第六小学校を通じて行います。 5) 避難者が施設の避難許容量を超えた場合、第六小学校へ避難誘導します。また必要に応じて市と協議し福祉避難所等へ避難します。 6) ペットは原則として自宅で飼育し、やむを得ず同行する場合は、必ずケージに入れ、センター前庭で飼い主が責任を持って飼育することとします。
一時避難所の開設及び閉鎖等	1) 一時避難所を開設したとき又は閉鎖したときは、その旨を市(六小)へ報告します。 2) 一時避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめセンター運営委員会及び市と協議します。
備蓄物資の配備	市は、あらかじめ施設内に備蓄スペースが確保された場合、協議のうえ飲料水、食糧、毛布等を配備します。

(平成27年6月作成)

青柳福祉センター・青柳公会堂 1階平面図

災害時利用計画 (避難者は概ね1人1畳)



<避難居室を指示>
 ・ことぶき会→原則2階へ
 ・足の不自由な方→1階和室へ

青柳福祉センター・青柳公会堂 2階平面図

災害時利用計画 (避難者は概ね1人1畳)

